



門田事務所 Official HP <http://www.kadota-office.com/>

ブログも更新中... <http://blog.goo.ne.jp/kadota-osamu/> <http://blog.goo.ne.jp/kadota-yoko/>

今月の言葉

## 和風細雨

～わふうさいう

穏やかに吹く風（和風）と、静かにそば降る雨。  
人の過ちや欠点を改めるのに柔軟な態度、方法でのぞむ例え。

～頭に血が上った時こそ、大きく深呼吸をして、  
大地を包み込むほどの慈しみの心で・・・。

05-06-24 大崎平野の広大な眺め

Photo by Yoko K.



平成17年6月29日新「会社法」が参議院で可決され、成立しました。施行は、一部を除き来春の予定です。

新「会社法」の概要は  
会社法を利用する側の視点での規律の見直し  
会社経営の機動性・柔軟性の向上  
会社経営の健全性の確保

です。この会社法では有限会社が株式会社へ一本化されたり、新たな会社の形態である合同会社が設けられたりと商法成立以来の大規模な法改正となりました。既存の会社にとっても、どのような影響があるのか、どんな選択肢が増えたのか等々、このニュースでも追々お伝えしていきたいと思っております。

司法書士・行政書士 門田 修



（社）日本能率協会が、2005年度公開新入社員教育セミナー参加者916人に対して「会社や社会に対する意識調査」を行い、結果を発表しました。これによると今年の就職戦線は、就職活動に臨んだ気持ちとして「とにかく就職したかった」(70%)この一言に尽きるようです。また、入社した会社の選択理由を見ると「就職最優先派」は「会社の雰囲気良さ」を1位に挙げ、「仕事の内容」や「会社の安定性」、「自身のスキルアップ」を上回る結果となった、としています。

この他、新入社員が自分の弱みとして自覚しているのが、「決断力」(31%)「リーダーシップ」(24%)のとのことですが、誰でも最初はそんなものでしょう。将来像としては、「マネジャーとして仕事をしたい(18%)」より、「専門能力を発揮して仕事をしたい(48%)」とする者が多い傾向のようです。

一方で「良心に反する仕事でも会社の利益につながるのであれば上司の指示に従い行う」とする割合が、「行う」「恐らく行う」あわせて65%に達するという悲しい現実も現しています。

社会保険労務士 門田陽子

詳しくは [http://www.jma.or.jp/bin/jma/release/release.cgi?type=contents\\_20050422](http://www.jma.or.jp/bin/jma/release/release.cgi?type=contents_20050422)



# 特集：不動産登記法

～ オンライン申請(仙台法務局:平成17年度中導入予定)に向けて

改正不動産登記法が平成17年3月7日から施行されたことは以前のニュースでもお伝えしたところですが、前回からその具体的内容についてお話をしています。

## ◇第2回【保証書制度の廃止】



登記を申請する際には、ほとんどの場合「登記済証」の提供が必要です。これまで、「登記済証」を紛失してしまい、新たな登記申請の際に登記済証を法務局に提出できない場合には「保証書」というものを代わりに提出していました。「保証書」制度について詳しい説明は省きますが、不正利用などの問題点もあり、今回の改正で廃止されました。代わりに設けられた制度が「事前通知制度」と「資格者代理人による本人確認情報の提供制度」です。



### 「事前通知制度」

登記済証の提出がなく登記申請が行われた場合、登記義務者（登記をすることによって権利を失ったり、制限を受けたりする立場の者 例：所有権移転登記で言えば売主）に対して、法務局から郵送で「登記申請があった旨」の通知が行われ、その通知に登記義務者が「登記申請が真実である旨」の申し出をすることによって登記が実行されます。



### 「資格者代理人による本人確認情報の提供制度」

司法書士等資格者代理人が、登記義務者本人と面談をし、身分証明書等の提示を受けて本人であること及び登記を申請する意思を確認した旨などを記載した書面を法務局に提出することにより、上記の事前通知を省略し、登記が実行されます。事前通知制度には時間がかかるということもありますので、こちらの本人確認情報の提出という制度を使えば、より円滑に登記を申請することができます。ただし、司法書士等資格者代理人が本人であることを確認できなければ原則どおり事前通知を出してもらわなければなりません。



### 改正介護保険法成立

～ 介護状態を予防するための施策重点に

改正介護保険法が6月22日参院本会議で成立しました。今回の改正は、高齢化の一層の進展等に対応した介護保険制度を構築するとともに、高齢者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ“自立した日常生活”を営むことができる社会を実現することを目的としています。

新たな「介護予防サービス」の創設や介護保険施設などでの食費・居住費を施設介護サービス費の対象外とすることなど、「保険給付の効率化・重点化」の措置を盛り込んでいます。



### 健康ワンポイント講座 VOL.7

## 夏に食べたい野菜!

暑さで食欲が落ちるこの季節、冷たいものを取りすぎると胃腸の働きも低下しますね。太陽をいっぱい浴びて育った野菜には、熱を冷まし、暑さを忘れさせてくれる働きがあり、更に、ビタミン、ミネラルなど夏に不足しがちな栄養をバランスよく摂ることができます。

**トマト**

**ナス**

カロチン・ビタミンC豊富 身体を冷やす効果あり

**オクラ**

**カボチャ**

食物繊維が豊富 カロチン・抵抗力を高める

「季節の健康」より

Kadota office.com

2005.6

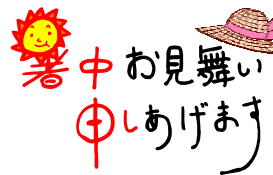
# 発行：2005年7月1日

# 編集・構成

門田修司法書士行政書士事務所

門田陽子社会保険労務士事務所

編集後記：



季節の変わり目 どうぞ

くれぐれもお愛くださいませ

7月です。1年を折り返しましたね。週末は、私が仙台に来て以来の親友のBirthdayに2日遅れでささやかな Present を届けにでかけました。近くに住んでいても最近はずっくり会うことができずにいたので、久しぶりに会うと嬉しいもの、そして話は尽きないものです。生まれたばかりだと思っていた姫が歩いて...そして喋ってる！なんということでしょう。月日は確実にたっていることを改めて実感(笑)。今年は1月の事務所移転以来、今まで以上に心をこめた業務を目指してまいりました。この折り返しの機会に、今年の後半をどう過ごすか、少しゆっくり考えようと思います。またこの秋、門田事務所は業務を開始して5年目を迎えます。私たちが目指す仕事の仕方、深さ、濃さ～それらを実現していくために今、何が必要で、何をしたらいいのか？大きな目標のために、道標を立てなくてはなりません。よく、「この仕事好きでしょう？だって楽しそうなもの。」と言われる。私たちにとっては、最高の勲章です。でも、「好き」だけでは済まされなくなる年数と年齢。引き締めていかなければ、です。

発行：門田修 司法書士行政書士事務所 司法書士・行政書士 門田修  
門田陽子 社会保険労務士事務所 社会保険労務士 門田陽子

ADDRESS 〒981-0914 仙台市青葉区堤通雨宮町 4-11 伊藤ビル 1F

TEL:022-271-6751 FAX:022-271-6758 URL: <http://www.kadota-office.com/>

門田修宛: [osamu.k@kadota-office.com](mailto:osamu.k@kadota-office.com) 門田陽子宛: [yoko.k@kadota-office.com](mailto:yoko.k@kadota-office.com)

修日記 <http://blog.goo.ne.jp/kadota-osamu/> 陽子日記 <http://blog.goo.ne.jp/kadota-yoko/>

